

振込先指定方式取扱規定

マネックス証券株式会社

第1条（目的）

この規定は、お客様のマネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）における口座内のすべての有価証券等の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭（以下「金銭」といいます。）をお客様があらかじめ指定する預金口座、貯金口座又は資金移動業者における口座（以下これら口座を「指定振込先口座」といい、これら口座へ送金することを「振込」といいます。）に振り込む方式の取扱いを定め、もってお客様と当社の受渡精算の円滑化を図ることを目的とするものです。

2 前項の資金移動業者は当社が指定するものに限ります。

第2条（申込方法）

お客様がこの規定を承認され、当社の定める方法により申し込むものとし、かつ当社が承認した場合に当方式を採用できるものとします。

第3条（指定振込先口座の取扱い）

指定振込先口座の名義人は、当社の口座名義人と同一人に限らせていただきます。

第3条の2（資金移動業者にかかる指定振込先口座の取扱い）

資金移動業者にかかる指定振込先口座への振込について、当社は法令及び資金移動業者の定める約款の範囲内でのみ、お客様に振込手続を実行します。

2 資金移動業者にかかる指定振込先口座への振込は、資金移動業者の約款の定めに従い、サービスの全部若しくは一部が停止又は終了することがあります。

3 お客様が当社に対し、資金移動業者にかかる指定振込先口座への振込依頼をした場合、当社は振込依頼日の翌営業日までに振込みます。当社は、当該期限の中で、速やかに指定振込先口座への振込を完了するよう努めます。

4 資金移動業者にかかる指定振込先口座への振込は、当社が資金移動業者に開設する口座内の資金を通じて行います。当該口座には、資金移動を目的とした資金しか入金することができない制約があるため、当社が入金可能な金額を超える振込依頼をいただく場合には振込手続の実行までに時間を要することがあります。

第4条（指定振込先口座の変更）

指定振込先口座を変更されるときは、当社の定める方法により届け出ていただきます。

2 前項の取扱いは、第2条及び第3条に準じて行うものとします。

第5条（金銭の受渡精算の指示）

金銭の受渡精算については、お客様からその都度、当社の定める方法により振込の指示をいただきます。

2 前項のご指示を受けたとき、当社は、証券総合取引約款第4条第1項に規定する本人認証によりお客様ご自身からの指示であることを確認することができます。

第6条（受入書類等）

第5条に基づき当社が振込をする場合には、その都度の受領書の受入れは不要といたします。

第7条（手数料）

振込に係る手数料は、所定の額をお客様にご負担していただくことがあります。

第7条の2（振込手続の停止等）

当社は、システム障害、サイバー攻撃、災害等の不可抗力による事由が発生した場合のほか、第3条の2第2項又は第3項第2文に定める場合には、お客様の振込手続を停止すること又は一時的に振込手続に時間を要することがあります。

2 振込手続が停止となった場合又は一時的に振込手続に時間を要する場合、当社はお客様に対し、当社所定の方法でその旨通知します。

第8条（免責）

当社は、お客様からの指示にかかる指定振込先口座への振込手続実行をもって免責されるものとし、当該振込手続実行後の当該売却代金等に関しては何らの責任をも負わないものとします。

第9条（他の約款及び規定の適用）

この規定に定めのない事項については、証券総合取引約款並びに当該約款において明記される各種約款及び規定その他商品・サービス毎の取引規定により取扱います。

第10条（規定の変更）

この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上
(2026年2月18日)